

富山市消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成20年9月1日

消防局訓令第3号

(目的)

第1条 この要綱は、富山市消防団に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 消防局長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付する表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長、方面団長、分団長等のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、当該事業所等を管轄する消防署長（以下「署長」という。）を經由して、消防局長に富山市消防団協力事業所表示申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

なお、事業所等が他の市町村にある場合は、局総務課を經由して消防局長に申請するものとする。

- 2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について、当該事業所等の意思を確認のうえ、署長を経由して、富山市消防団協力事業所推薦書（様式第2号）により消防局長に推薦することができる。

（認定基準）

第4条 消防局長は、前条に規定する申請及び推薦について、当該事業所等に消防関係法令上の違反がなく、かつ、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等であること。
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等であること。
- (3) 災害時等における資機材等の提供、消防団の訓練場所等の提供など、消防団活動に無償で協力をする事業所等であること。
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、消防局長が特に優良と認める事業所等であること。

（審査）

第5条 署長は、第3条に規定する申請及び推薦があったときは、当該事業所等が前条に規定する認定基準（以下「認定基準」）に適合するかどうかについて審査し、その結果を富山市消防団協力事業所審査結果書（様式第3号）により消防局長に報告するものとする。

- 2 消防局長は、前項の報告を受けた場合は、その内容を確認のうえ、署長に対し、富山市消防団協力事業所認定通知書（様式第4号）により認定の通知を行うとともに、富山市消防団協力事業所

表示証交付書（様式第5号）及び表示証（様式第6号）を送付するものとする。

- 3 消防局長は、第1項の報告を受けた事業所等が他の市町村にある場合は、他の市町村長等と協議のうえ、認定するものとする。この場合において、表示証には、表示証を交付した市町村等名の表示の他に、当該事業所が所在する市町村等の名称も併せて付すことができる。

（表示証の交付）

第6条 署長は、前条第2項に規定する通知を受けたときは、当該事業所等に対し、同項の規定により送付を受けた富山市消防団協力事業所表示証交付書及び表示証を交付するものとする。

（表示証の表示）

第7条 協力事業所は、交付を受けた表示証のほか、様式第6号に定める寸法を同率に拡大し、又は縮小したものを表示することができる。

- 2 表示証及び前項の規定により表示するものは、次に掲げる場所等に表示するものとする。
 - (1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
 - (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により制作される映像その他の広告

（表示証交付整理簿の備え付け）

第8条 表示証の交付に際して、消防局長及び署長は、富山市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第7号）を備え付け、表示証の交付に関する事業所等の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は次条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、当該総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

- 2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。
- 3 消防局長は、認定の日から2年を経過する前に協力内容の現状及び表示の継続の意思を確認したうえで、認定を更新できるものとする。この場合、第3条及び第5条の規定を準用する。

(認定の取消し及び表示証の返還)

第10条 消防局長は、協力事業所が次に掲げる要件（以下「認定取消事由」という。）のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 事業を廃止又は休止したとき。
 - (2) 認定基準を満たさないこととなったとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき。
 - (4) その他協力事業所としての表示が適当でないと認められるとき。
- 2 署長は、認定取消事由に該当する協力事業所について、消防局長に富山市消防団協力事業所認定取消事由報告書（様式第8号）により報告するものとする。
 - 3 消防局長は、前項の報告を受けた場合は、その内容を確認のうえ、認定取消事由に該当すると認めるときは、署長に対し、富山市消防団協力事業所認定取消通知書（様式第9号）により通知するとともに、富山市消防団協力事業所認定取消及び表示証返還通知書（様式第10号）を送付するものとする。
 - 4 署長は、前項に規定する通知を受けたときは、当該事業所に対

し、同項の規定により送付を受けた富山市消防団協力事業所認定取消及び表示証返還通知書により通知するものとする。

- 5 協力事業所の認定を取り消された事業所等は、署長を経由して、消防局長に表示証を返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第 11 条 消防局長は、協力事業所の名称、富山市消防団への協力内容、その他の事項について、ホームページ、広報紙等により公表するものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

富山市消防団協力事業所表示申請書

年 月 日

(宛先)富山市消防局長

事業所等所在地 _____

事業所等名称 _____

代 表 者 _____

担 当 者 _____

電 話 _____

富山市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請区分 (該当する区分にレ点を記入してください。)
- 新 規 (はじめて消防団協力事業所の表示を受ける場合)
 - 追 加 (既に消防団協力事業所の表示を受けており、その有効期間内に追加して他市町村の表示を受ける場合)
 - 再申請 (消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合)

2 協力内容 (該当する項目に○印を付けてください。)

項目番号	○印	取 組 内 容
1		従業員等が消防団員として、相当数入団している。
2		従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
3		災害時等における資機材等の提供、消防団の訓練場所等の提供など、消防団活動に協力をしている。
4		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

3 従業員の消防団所属状況

年 月現在

No.	従業員名	就業年月		所属分団名
		年	月	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

4 添付資料

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 再申請の場合は、前回表示証交付書(写)
- (4) その他審査に必要な資料

年 月 日

(宛先)富山市消防局長

推薦者

住 所 _____

役 職 _____

氏 名 _____ (印)

富山市消防団協力事業所推薦書

富山市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条第2項の規定により、下記の事業所を推薦します。

1 所在地

2 事業所名

3 協力内容（該当する項目に○印を付けてください。）

項目番号	○印	取 組 内 容
1		従業員等が消防団員として、相当数入団している。
2		従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
3		災害時等における資機材等の提供、消防団の訓練場所等の提供など、消防団活動に協力をしている。
4		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

(宛先)富山市消防局長

消防署長

富山市消防団協力事業所審査結果書

審査の結果、次のとおり報告します。

申請・推薦事業所等	名 称	
	所在地	
	代表者	
	担当者	
	電 話	
推薦者	住 所	
	役 職	
	氏 名	
	電 話	
申請区分 (該当項目に○印)	1 新規 (はじめて消防団協力事業所の表示を受ける場合) 2 追加 (既に消防団協力事業所の表示を受けており、その有効期間内に追加して他市町村の表示を受ける場合) 3 再申請 (消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合)	
認められる 協力内容 (該当項目に○印)	1 従業員等が消防団員として、相当数入団している。 2 従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。 3 災害時等における資機材等の提供、消防団の訓練場所等の提供など、消防団活動に協力をしている。 4 その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。	
消防関係法令上の 違反の有無	無 ・ 有 ()	
審査結果	適 合 ・ 不 適 合	
備 考		

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

(宛先) 消防署長

富山市消防局長

富山市消防団協力事業所認定通知書

年 月 日付けで報告のあった次の事業所等について、認定しましたので
通知します。

1 所在地

2 事業所名

3 協力内容

4 表示有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 交付番号 第 号

年 月 日

様

富山市消防局長



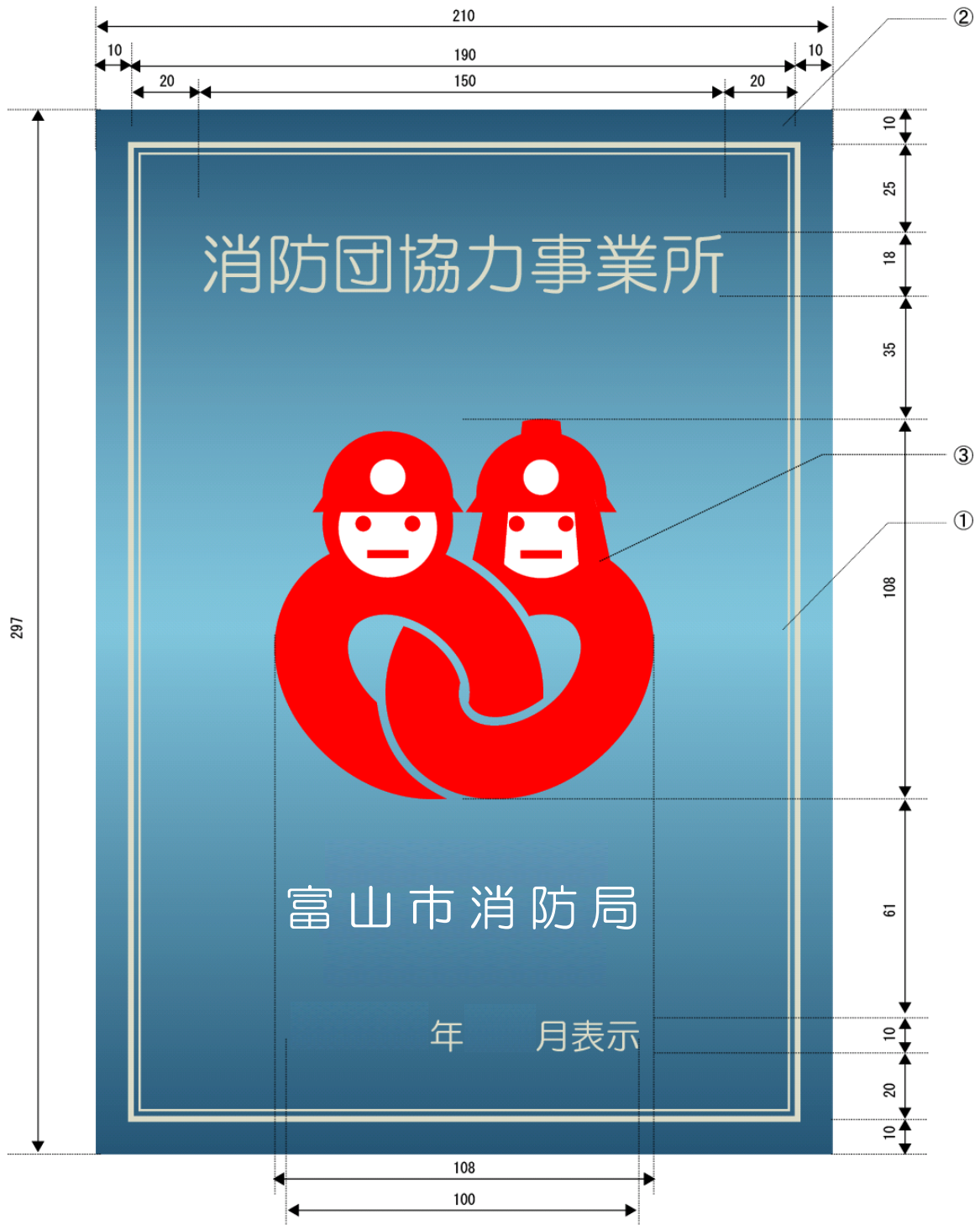
富山市消防団協力事業所表示証交付書

次の事業所について、富山市消防団協力事業所表示制度実施要綱に定める認定基準に適合していると認めるので、表示証を交付します。

- 1 所在地
- 2 事業所名
- 3 表示有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 交付番号 第 号
- 5 協力内容

※ 事業所の名称、所在地、協力内容を消防局のホームページ等で掲載する場合がありますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

様式第6号（第5条関係、第6条関係、第7条



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。 3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。
2 色は、次の表のとおりとする。

		色（CMYK値による色指定）
①	地色（中央部）	青（C：50%、M：5%、Y：0%、K：0%）
②	地色（上下部）	青（C：85%、M：40%、Y：25%、K：12%）
③	表示マーク（面）	赤（C：0%、M：95%、Y：90%、K：0%）
④	文字、枠線	銀

富山市消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所等の名称	郵便番号	初回表示年月日	協力内容 (要綱第4条関係)	主担当 市町村	表示連名 市町村	備考
		所在地	現表示有効期間				※ 該当に <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		担当・連絡先	更新回数				(管轄署名)
				第4条第 号			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦 (署)
				第4条第 号			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦 (署)
				第4条第 号			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦 (署)
				第4条第 号			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦 (署)
				第4条第 号			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦 (署)

年 月 日

(宛先) 富山市消防局長

消防署長

富山市消防団協力事業所認定取消事由報告書

次のとおり、報告します。

協力事業所	名称	
	所在地	
	代表者	
認められる 認定取消事由 (該当項目に○印)	1 協力事業所が事業を廃止又は休止したとき。 2 認定基準を満たさないこととなったとき。 3 偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき。 4 その他協力事業所としての表示が適当でないと認めるとき。 ()	
認定取消事由確認日		
備考		

年 月 日

(宛先) 消防署長

富山市消防局長

富山市消防団協力事業所認定取消書

このことについて、次の事業所を 年 月 日付で、富山市消防団協力事業所として認定しましたが、富山市消防団協力事業所表示制度実施要綱第10条第1項の規定に基づき、認定を取り消したので通知します。

1 認定取消事業所

- (1) 所在地
- (2) 名称

2 認定取消日

3 取消理由

様式第 10 号(第 10 条関係)

年 月 日

様

富山市消防局長



富山市消防団協力事業所認定取消及び表示証返還通知書

所在地

事業所名

上記事業所について、富山市消防団協力事業所表示制度実施要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の理由により認定を取り消します。

また、認定した際に交付した表示証を速やかに返還してください。

理 由